

負担上限月額

利用者の負担が大きくなりすぎないように、所得に応じてひと月あたりの上限額（負担上限月額）が設定されます。

ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、それ以上の負担は発生しません。

訪問系サービス（※¹）・日中活動系サービス（※²）を利用されている方

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
		18歳未満	18歳以上
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、所得割が16万円（児童は28万円）未満	4,600円	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外	37,200円	37,200円

※¹ 訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所

※² 日中活動系サービス：療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、

居住系サービスを利用されている方

区分	世帯の収入状況	負担上限月額		
		施設入所支援		共同生活援助・ 宿泊型自立訓練
		20歳未満	20歳以上	18歳以上
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
一般1	20歳未満の施設入所サービス利用者で、市町村民税の所得割が28万円未満	9,300円	—	—
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外	37,200円	37,200円	37,200円

【世帯の範囲】

18歳未満の方・ 施設入所支援を利用する20歳未満の方	18歳以上の方（左記に該当する方を除く）
保護者の属する住民票世帯	本人及び配偶者

負担を軽くする仕組み

高額障害福祉サービス等給付費等	複数のサービス（障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援、補装具支給、介護保険）を利用した際の定率負担の合計が、基準額を超えたときに、超えた部分を払い戻します。
補足給付	施設入所支援を利用されている方は、定率負担と実費負担を支払っても、最低2万5千円が手元に残るように給付費を支給します。また、グループホームに入居されている生活保護・低所得世帯の方には、家賃補助として、上限1万円を支給します。
食事提供体制加算	所得の低い方が日中活動系サービス（※）、短期入所を利用したときに必要となる食費の一部を支給します。
境界層対象者に対する負担軽減	定率負担や食費・光熱水費を支払うと生活保護の対象になる場合に、生活保護の対象にならない水準まで定率負担などを引き下げます。

※療養介護は対象外です。

各負担軽減を受けるには、手続きが必要です。（食事提供体制加算については、負担上限月額と併せて認定しますので、手続きは不要です。）